

社会福祉協議会における 認知症の方への 権利擁護支援

令和6年6月28日(金) 午後7時～



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

地域福祉部 森 純一

区市町村社会福祉協議会 とは・・・（社会福祉法109条）

<目的>はともに・・・

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体

<区市町村社会福祉協議会の事業>

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業

都道府県社会福祉協議会 とは・・・（社会福祉法110条）

<都道府県社会福祉協議会の事業>

- (1)～(4)であって、広域的な見地から行うことが適切なもの
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

社会福祉法4条

(地域福祉の推進)

第1項は、令和2年の法改正で新設。←令和3年4月施行
「人は存在することで既に、誰かを支え、そして誰かに支えられている」という理念を示す。

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第2項は、平成12年の法改正で新設。従来は理解と協力を得るべき存在だった「地域住民」を事業者および活動者と連携して地域福祉を推進する「主体」に位置づけた。

第3項は、平成29年の法改正で新設。「地域生活課題」の捉え方を
①本人だけでなく、世帯全体に着目
②福祉に限らず、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、参加にわたるものとした。

3

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

- 平成11年10月 国庫補助事業として創設
- 都道府県社協を実施主体として、区市町村社協等に委託して実施
- 都内では平成28年度より62区市町村すべてで直接実施する体制

対象者 = 次の①②いずれにも該当する方

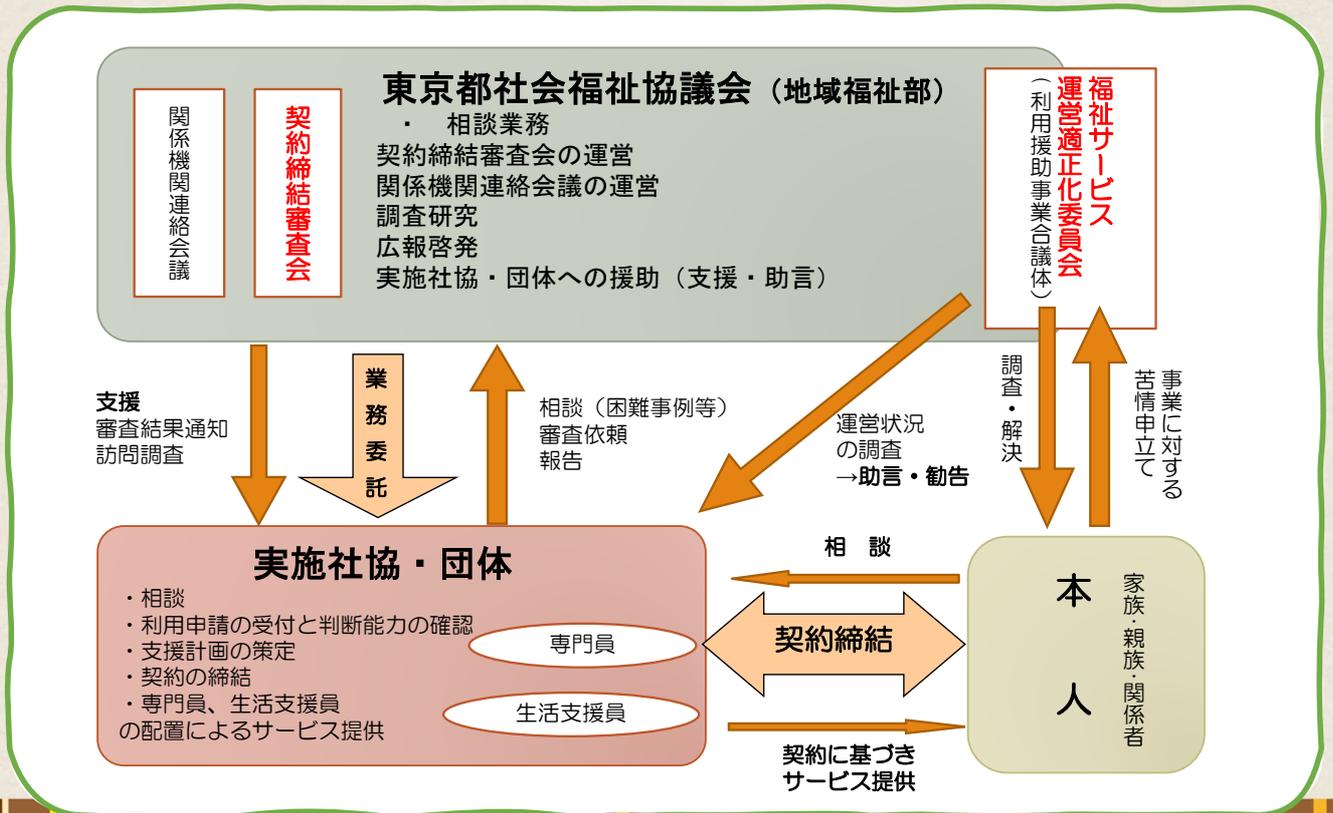
①判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること



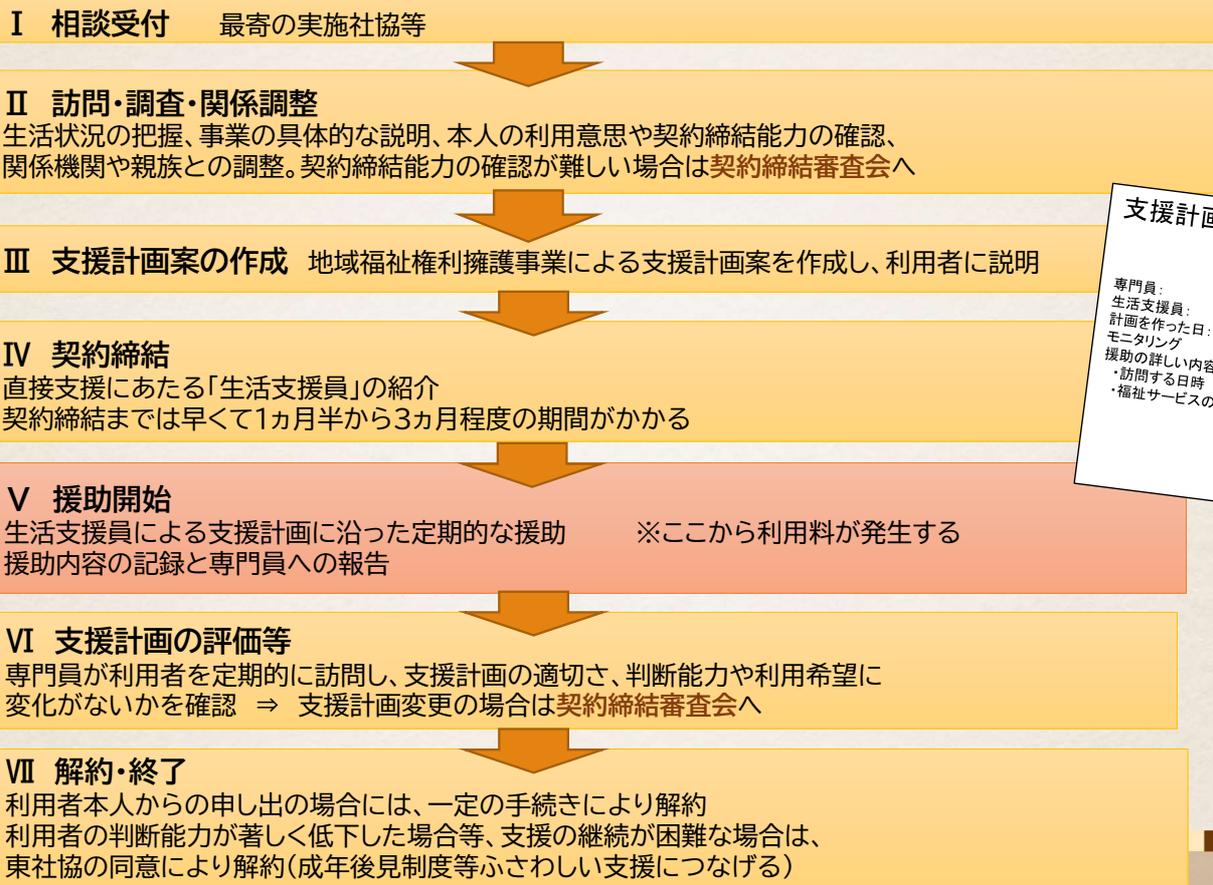
②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している
と認められるものであること。
⇒ 地域福祉権利擁護事業のための「契約締結判定ガイドライン」
⇒ 契約締結審査会(東京都社会福祉協議会に設置)

4

基本的な実施体制（全体イメージ）



相談受付から援助開始の流れ



地域福祉権利擁護事業の 事業内容

基本
サービス

福祉サービスの利用援助

- ◆福祉サービスの利用の支援や利用料の支払い等
(例)生活に必要な行政手続き、郵便物の確認など

オプション

日常的金銭管理サービス

- ◆生活費の払戻しや医療費、税金等の支払いに伴う預金の払戻しや預入れ

オプション

書類等の預かりサービス

- ◆日常的に出し入れしない通帳や年金証書等の書類を貸金庫で保管

定期的な訪問による生活変化の察知
 ≪見守り≫

★日常生活の範囲でのお手伝い
 ★金銭管理サービスだけでは
 利用できない

地域福祉権利擁護事業の 援助の方針

基本

相談・助言、情報提供

- ◆利用者自らが各種の手続きを行なえるよう援助することが基本

同行

- ◆利用者と一緒に金融機関へ行き、預金の払戻しや振込の手続きを支援

必要に応じて

代行

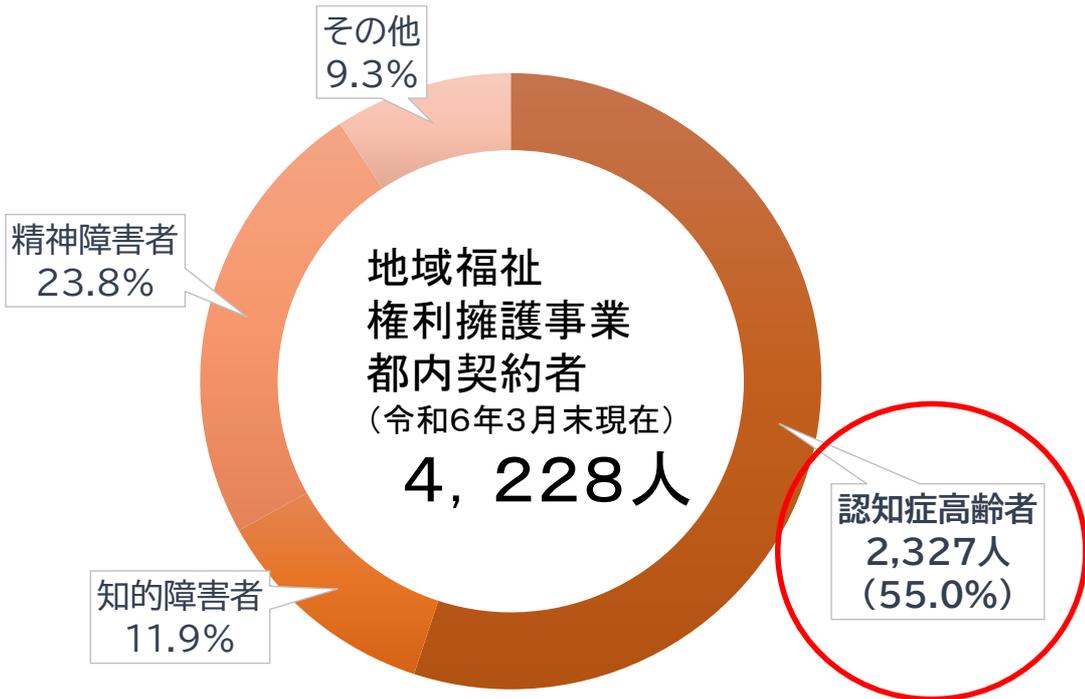
- ◆本人が作成した書類(例・銀行の払戻票)を届けたり、本人から預金を預かって支払う

限定的

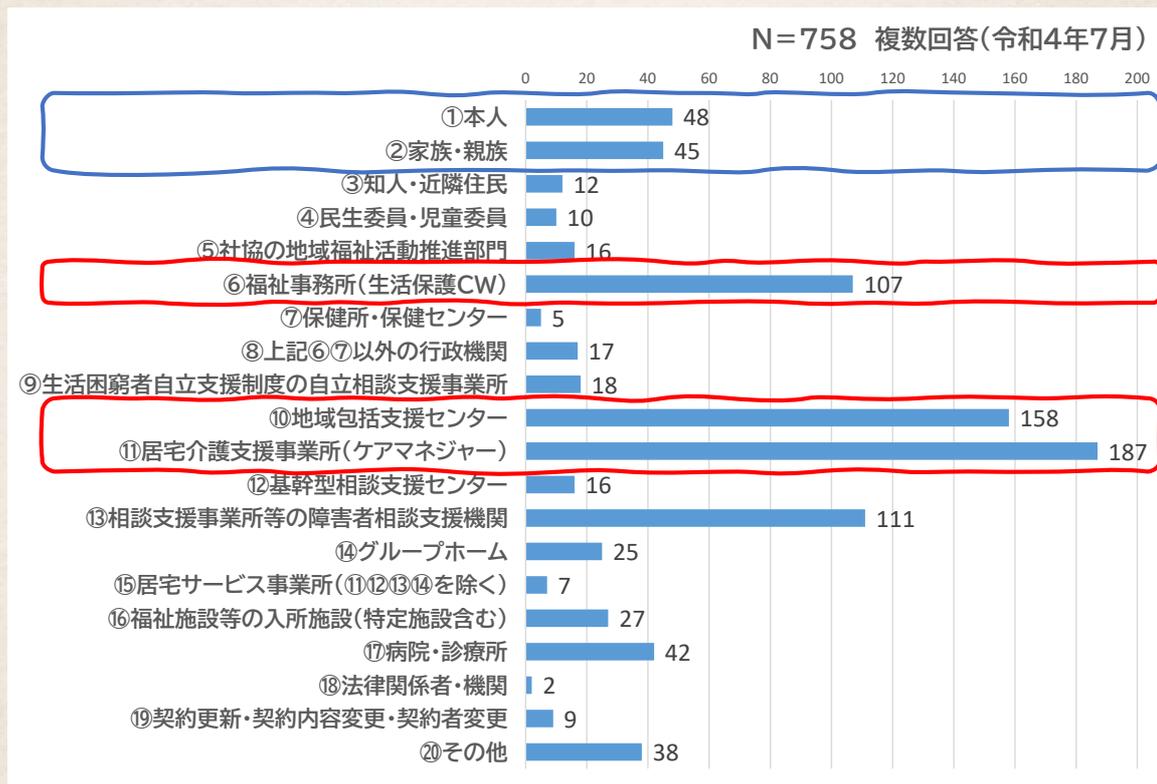
代理

- ◆本人に代わって第三者が法律行為を行う

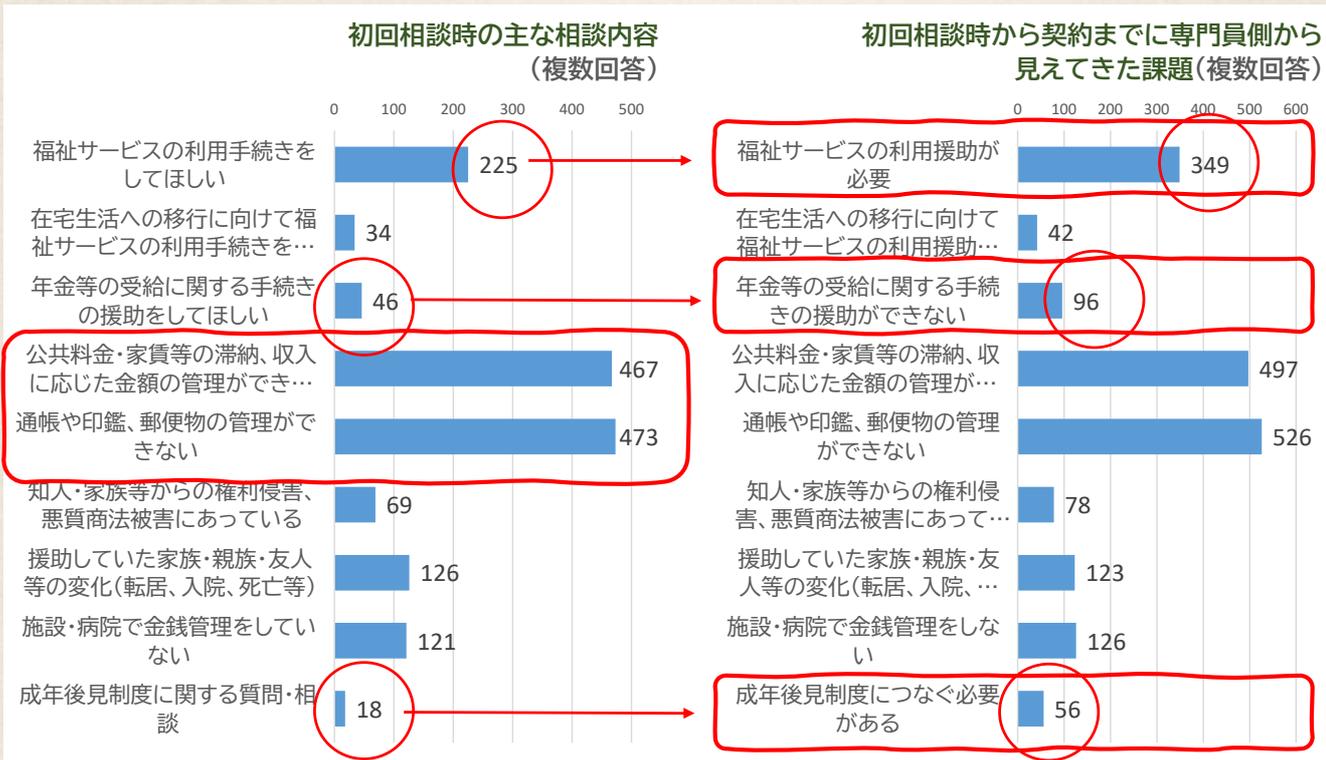
★成年後見制度は法的代理権で本人を支えるが、地域福祉権利擁護事業は、本人の依頼に基づく任意代理となる。
 ★本事業の支援の範囲内で、その内容を利用者との契約に定め、都度、本人の意思を確認して行う。



初回の相談者・機関（地域福祉権利擁護事業につながった経路）



初回相談時の主な内容、契約までに見えてきた課題



N=758 令和4年7月

キャッシュレス化をめぐる課題

ネットバンキング
を使えないと振込
手数料が値上げ

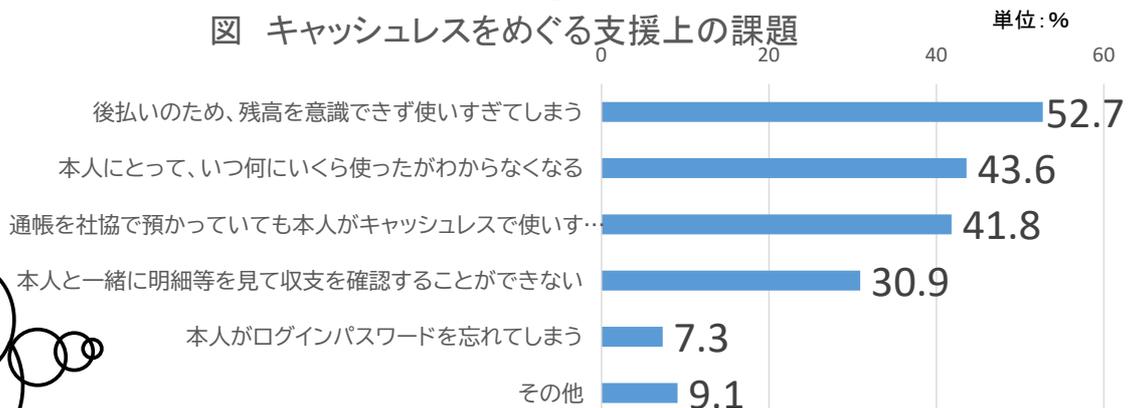
ネット関係で何かの引
き落としがあるようだ
が、カード会社に問い合
わせたくでもWEB上で
しか確認できない。本人
もIDやパスワードを忘
れてしまっている...

電気、ガス、携帯電話
がセットの契約では、
キャッシュレス決済の
使い過ぎで滞納すると
ライフラインが止まっ
てしまうおそれがある...

金融機関の統廃
合によって、これ
までは同行支
援で行くこと
のできていた
窓口がなくな
る

通帳を発行しない
銀行もある。クレ
ジットカードの明
細も紙で発行さ
れず、一緒に収
支を確認する
支援がしにくい
...

図 キャッシュレスをめぐる支援上の課題



地域福祉権利擁護事業の特徴

▶人との関わりを通じて

本人が自らできることはできるように支援する

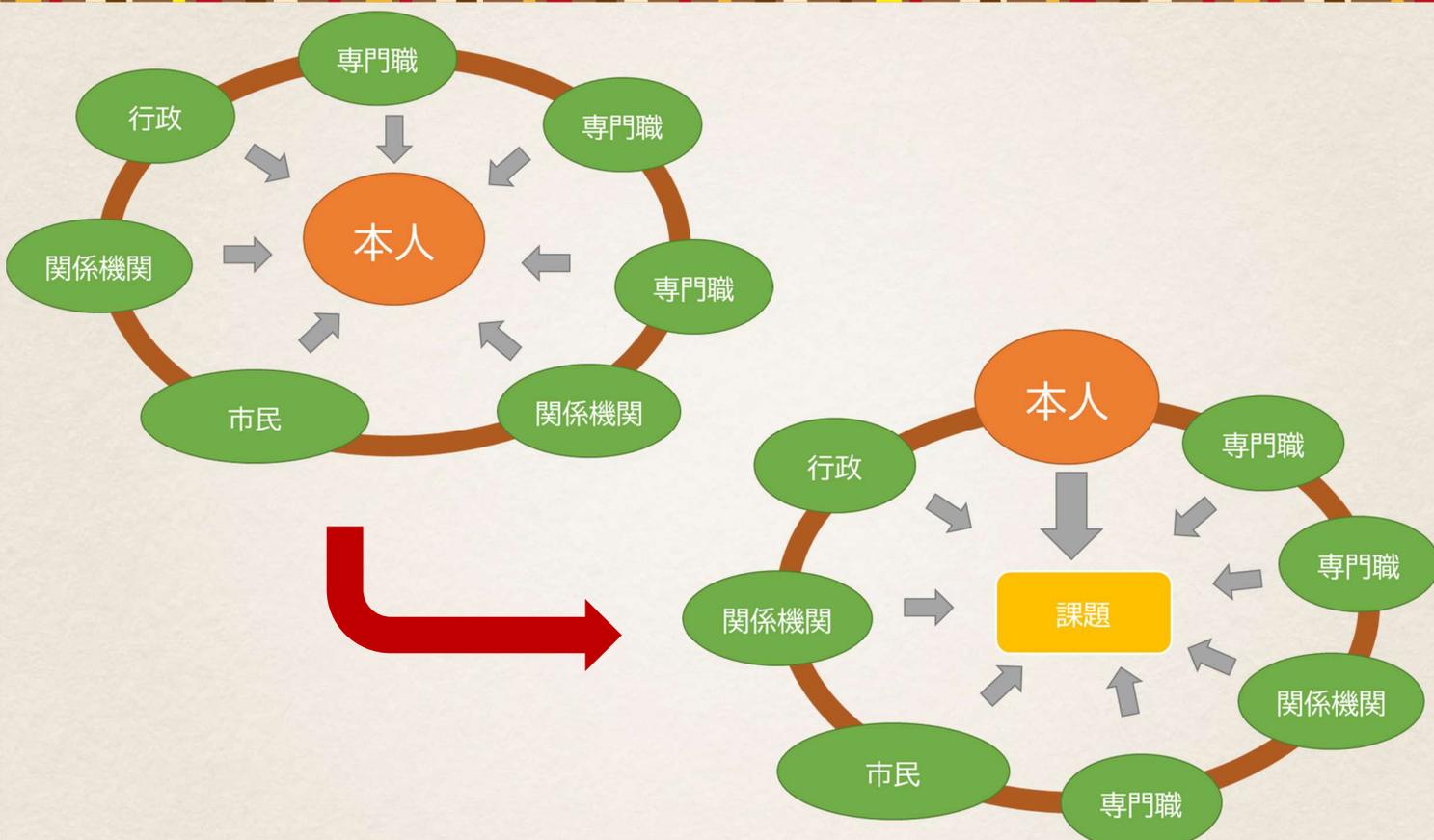
キャッシュレス決済を使う利用者への支援で大切にしていること

- キャッシュレス決済をただ止めさせるだけでなく、使いながらの工夫に取り組む。
- 何に使ったかわからず使いすぎてしまうことを自ら管理することが難しいので、口座を分けて必要な生活費は確保したうえで、残りの収支を自分なりに管理できるようになることを支援する。
- 一定期間ごとに自らチャージする方法で管理してみる。
- キャッシュレスで使うお金を目的別に分けて本人なりに管理することを支援する。

* 一人ひとりの特性に合わせた工夫

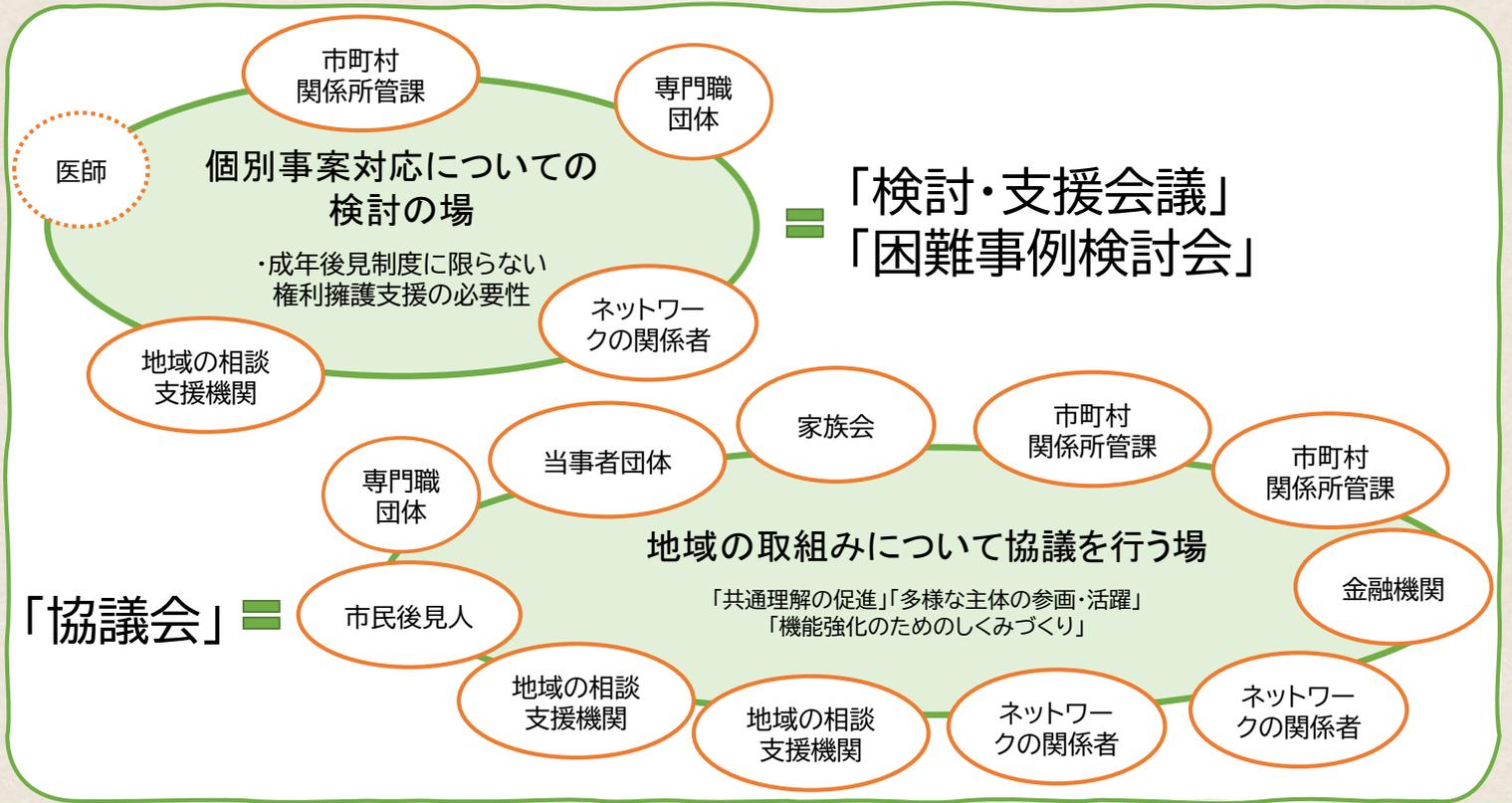
* 支援者にとっての利便性ではなく、本人にとってのメリットが大切

13



14

区市町村域における権利擁護支援チームの形成



頼れる親族のいない判断能力のある人が、何かあったときが不安
身元保証等[※]高齢者サポート事業 (高齢者等終身サポート事業)

※身元保証、日常生活支援、死後事務

都内では
13社協・団体が実施

判断能力が不十分だが、事業の契約内容は理解し判断できる

地域福祉権利擁護事業

都内では
62社協・団体が実施

本人の判断能力の低下、地域福祉権利擁護事業の範囲を超える支援[※]が必要

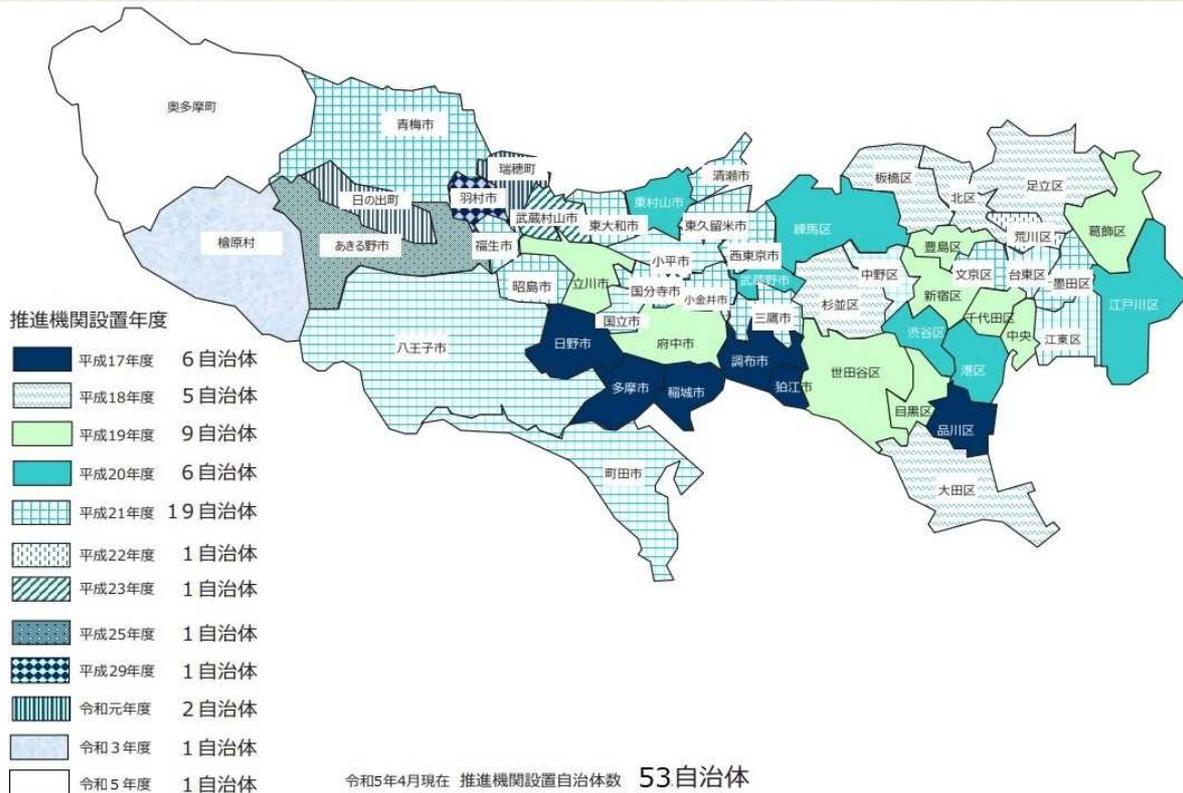
成年後見制度

※代理権・取消権を必要とする重要な財産行為や身上保護

都内では
53区市町村に推進機関が設置され、
一部を除き社協が運営している

成年後見制度推進機関の設置状況

東京都は、成年後見制度の積極的な活用を図るため、後見人等のサポートや地域資源との連携を図る「**成年後見制度推進機関**」を区市町村が設置することを支援し、現在、都内の島しょ部を除く**53区市町村**に設置されている。



地域で求められる権利擁護の視点

